

		閣甲一五〇
		大正十四年十二月十一日
		内閣書記官長
		内閣書記官
		内閣書記官
内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣
外務大臣	外務大臣	外務大臣
内務大臣	内務大臣	内務大臣
大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣
司法大臣	司法大臣	司法大臣
陸軍大臣	陸軍大臣	陸軍大臣
海軍大臣	海軍大臣	海軍大臣
農林大臣	農林大臣	農林大臣
商工大臣	商工大臣	商工大臣
遞信大臣	遞信大臣	遞信大臣
鐵道大臣	鐵道大臣	鐵道大臣
別紙行政調査會ノ決議ニ係ル法令形式ノ改善ニ關スル件ヲ審査スルニ右ハ原案ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム	別紙行政調査會ノ決議ニ係ル法令形式ノ改善ニ關スル件ヲ審査スルニ右ハ原案ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム	別紙行政調査會ノ決議ニ係ル法令形式ノ改善ニ關スル件ヲ審査スルニ右ハ原案ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

訓会ニテ
布宣傳ス

追テ閣議決定ノ上ハ右決議ノ趣旨ノ實行ヲ期スル爲右決議ヲ各省ニ通牒セラレ可然ト認ム

大正十四年十一月五日

行政調査會首席委員

若槻 禮次郎

内閣總理大臣子爵加藤高明殿

本會ハ法令ノ用字用語文體其ノ他記述ノ方法ニ關シ法令ノ平明ヲ期シ時代ノ要求ニ應ゼバガ爲ニハ此等ノ點ニ付相當改善入

ヘキ 餘地 アルモト 認ノ 慎重審議 結
果 別紙、通決議セリ
右及報告候也

法令形式ノ改善ニ關スル 行政調査會決議

一 法令ノ用字、用語、文體其ノ他記述ノ方法ヲ改善シ、努メテ之ヲ平明ナラシムルコト。

二 右ノ目的ヲ達セムガ爲特ニ左記ノ事項ニ意ヲ用フルコト。

(イ) 法令ノ用字、用語及文體ハ成ルベク平易ヲ旨トシ、通常ノ用例ニ依ルコト。

(ロ) 法文ノ簡約ニ過ギ或ハ概括ニ失スルノ弊ヲ矯ムルコト。

(ハ) 其ノ他法文記述ノ方法ハ實用ヲ主眼トシ、懇切ナルベキコト。

説明

現在ニ於ケル諸法令ハ、往々ニシテ平明ヲ缺キ時代ノ要求ニ適セズトノ非難アリ。其ノ原因ノ一部ハ法令ノ内容ガ複雜ナルニ基クモノニシテ已ムヲ得ザル所ナレドモ、他ノ一部ハ其ノ記述ノ方法ヲ考覈スルニ依リテ除クコトヲ得ベシ。故ニ法令ノ用字、用語、文體其ノ他ノ様式ヲ改善シテ之ヲ平明ナラシメ、成ルベク世人ヲシテ一讀直ニ其ノ内容ヲ了解セシメムコトヲ期スベキモノトス。

法令ヲ平明ナラシムルハ一切ノ方面ニ亘リテ其ノ要アリト雖モ、特ニ留意スペキ若干ノ項目ヲ擧グレバ次ノ如シ。

((イ)) 法令ノ用字、用語及文體ハ成ルベク平易ヲ旨トシ通常ノ用例ニ依ルベキモノトス。現在ノ法令ノ用字、用語及文體ハ大體ニ於テ一種ノ特色ヲ具ヘ、現代ノ普通文ト著シク異ルノミナラズ、其ノ差異ハ時ト共ニ増大セムトス。蓋シ法令ノ文辭莊重ニシテ且統一ノ美ヲ具フルハ、一面ニ於テ望マシキ所ナリトスルモ、極端ニ之ヲ重ンズルトキハ時代ト共ニ推移スルノ彈力性ヲ缺キ、古典的ノ形態ヲ具フルニ至リ、却テ法ノ趣旨ヲ没却スペシ。故ニ成ルベク平易ナル通常ノ文章ニ依ルヲ相當ナリト思考ス。今左ニ四五ノ事項ヲ例示セムニ、

(一)濁音ノ假名 現行ノ法文ニ於テハ、外國語ヲ現ハス等ノ特殊ノ場合ニ限り濁音ノ假名ヲ用フ

レドモ、一般ニハ之ヲ用ヒズ。爲ニ例ヘバ「權利ヲ取得ス」トアルハ「權利ヲ取り得ズ」ノ意ナリヤ、
「權利ヲ取得スル」ノ意ナリヤ、文字ノミニテハ其ノ義明ナラズ、從テ此ノ種ノ不明ヲ避ケムトスル
ニハ殊更ニ別箇ノ語ヲ使用スルノ止ムヲ得ザルモノアリ。思想表示ノ方法ハ、出來得ル限り正確
ニシテ緻密ナルヲ欲スルニ拘ラズ、上記ノ不便ヲ忍ビ時代ノ進展ヲ顧ミズシテ、古典的ナル假名
ノ用法ニ依ルハ適當ト考ヘ難キヲ以テ、斯ノ如キハ改正スペキモノナリトス。

(二)句讀點其ノ他之ニ類スル符號 句讀點ノ類ハ一般文章ノ上ニ治ク用ヒラルニ拘ラズ、從
來、法文ノ上ニ輕視セラルルノ傾アリ。正確ニシテ緻密ナルベキ敍述ノ爲ニハ、句讀點ノ類ノ必要
ナルハ勿論ニシテ、或ハ文章ノ段落ヲ分チ、名詞ノ區分ヲ明ニシ、或ハ插入句ノ上下ニ施シテ以テ
其ノ趣旨ヲ透徹セシメ其ノ他之ニ依リテ敍述ヲ平明捷直ナラシムル場合極メテ多シ。故ニ、「。」
ノ句讀點「()」ノ類ノ符號ヲ憚ラズ使用スルノ風ヲ馴致スルヲ可トス。

(三)送リ假名

送リ假名ノ用式ハ世上區々ナリト雖モ、法令ニ於テハ其ノ何レトモ異ル特殊ノ用

例ニ從フモノアリ。例ヘバ「竝」ト書シテ「竝ニ」ト讀マセ、「若ハ」ト書シテ「若クハ」ト讀マセ、「雖」ト書
シテ「雖モ」ト讀マセ、世人ヲシテ異様ノ感ヲ抱カシム。且法典式、法制局式各其ノ主張ヲ以テ一貫
セムトスルアリ。斯ノ如キハ無意義ニ近キヲ以テ、成ルベク常例ニヨリテ統一シ、國定教科書ニ於
ケル用例トノ調和ヲモ計ルヲ可トス。

(四)略字 法令ニハ略字ヲ用ヒザルヲ常トスレドモ、世上一般ニ通ズル略字ヲ之ニ用ヒテ支障ア
ルベキノ理ナキヲ以テ、一般ニ是認セラレタル略字ノ類ハ、正式ノ文字ト同様ニ之ヲ使用スルモ
ノト爲スベシ。

(五)難解ノ漢字 法令ニ難解ノ漢字ヲ用フルハ、近時殆ンド絶エタルモ、舊時ノ制定ニ係ルモノニ
ハ尙ホ往ニシテ存ス。此等ハ、機ニ應ジテ次第ニ平易ナル文字ニ改變スルヲ可トス。外國ノ地
名ヲ異形ノ漢字ヲ以テ現ハスコト、例ヘバ、新西蘭、羅馬尼亞、哥倫比亞、廬森堡ノ類ヲ止メテ假名
ヲ以テ現ハスコトトシ(外務省ニテハ既ニ此ノ方針ヲ執レリ)、混凝土、越幾斯、舍利別、室扶私、虎
列刺ノ類ノ語ハナルベク假名ヲ以テ現ハシ(内務省其ノ他ニ於テハ既ニ此ノ方針ヲ執レリ)、「馬」
ヲ「馬匹」ト書シ、「鉗」ヲ「鉗鉗」ト區別スルガ如キ無益ノコトヲ避クルヲ可トスベシ。

(六)舊法令トノ調和 舊法令ニ於テ特別ナル語句、語法ヲ用フル爲、其ノ一部ヲ改正シ又ハ之ニ基
キ他ノ法令ヲ設タル場合ニ於テ、新法令ノ語句、語法ハ舊法令ノ特殊ノ用例ニ依ルベキカ將タ一
般ノ用例ニ依ルベキカニ付テハ、從來、多ク舊法令ノ特殊ノ用例ニ準ズル爲、新法令中ニ異様ナル
舊用例ヲ踏襲スルノ結果ヲ生シ、自然、形式ノ進歩ヲ害スルモノアリ。此ノ種ノ事ハ便宜ノ問題ト

シテ取扱ヒ、必ズシモ舊ニ倣ウテ整齊統一ニ腐心スルノ要ナキモノトス。

((ロ)) 法令ノ粗密ニ付テハ、内容ト形式トノ二ツニ分チテ考フルヲ得ベシ。法令ハ、其ノ内容ニ於テ、詳細ニ委曲ヲ盡シ諸般ノ細目ニ至ル迄法令ノ規律スル所ト爲スカ、或ハ制度ノ根幹ヲ爲セル重要事項ノミヲ法令ノ規律スル所ト爲シテ、細目ハ各人ノ自由ニ一任スペキカハ、別箇ノ問題トシテ今之ニ觸ルルヲ避ケ、其ノ形式ノ粗密ニ付テ考フルニ、現在多數ノ重要法令ハ、其ノ文字極メテ簡約ナルニ拘ラズ、其ノ包含スル内容ハ極メテ豊富ニシテ、一行ノ法文モ之ヲ展開スルトキハ數頁ノ註釋書ト爲ルガ如キ有様ナルガ、法文ヲ省略スルニ過ダルトキハ、其ノ内容ヲ了解スル爲ニ諸種ノ複雜ナル推理ヲ用フルヲ要シ、各人其ノ煩勞ノ任ニ當ラザルベカラズ、加フルニ推理ノ過程ニ於テ各人ニ見解ノ差ヲ生ジ、其ノ過程多キニ從ヒテ解釋上ノ疑義亦愈多キヲ加フルノ傾アリ。故ニ簡約ノ文必ズシモ適當ノ法文ト謂ヒ難シ。依テ法ノ内容ヲ明瞭ナラシメムガ爲ニハ相當詳細ナル文字ヲ用フルコトヲ避ケズ、世人ヲシテ讀下直ニ其ノ内容ヲ了解セシメムコトヲ期セザルベカラズ。例ヘバ、他ノ法令ヲ妄ニ準用スルノ結果、却テ解釋上ノ疑義ヲ生ズルガ如キ、又字句ヲ洗練スルコト極端ニ奔セテ、爲ニ其ノ内容ヲ的確ニ捕捉シ難キニ至ルガ如キハ避クベキ所ナリ。

((ハ)) 法文ニハ其ノ形式ノ美ト壯嚴トヲ具有スルコト固ヨリ好マシキ所ナルモ、法ハ國民ノ準行又ハ利用スル所ナルヲ以テ、其ノ多數ガ法ノ了解ニ付要スル勞力ト時間トヲ、最少限ナラシムルハ最モ緊要ナリト謂フベシ。從ツテ法文ノ記述ニ付テハ、其ノ内容ヲ整理配列スルニ當リ、實用ヲ主眼トシ懇切ヲ旨トスルコトニ意ヲ用ヒ、出來得ル限り、國民ノ勞力ト時間トヲ要セザラシムルニ努ムベシ。此ノ故ニ、例ヘバ、大法典ニ付テハ内容ノ目錄ヲ附シ、章節ノ分チ方ニ意ヲ注ギ、複雜ナル記述ニハ表記、其ノ他ノ方法ヲ用ヒテ了解ヲ助ケ、便宜ト認ムル場合ニハ或ハ例示ヲ爲シ、或ハ法ノ動機、理由又ハ目的トル所ノ趣旨ヲ現ハシ、或ハ適當ノ圖解ヲ施シ、或ハ標準ト爲ルベキ書式ヲ附シ、或ハ關係條文ヲ明ニシ、或ハ當該法令制定ノ爲舊法ノ如何ナルモノガ改廢變更セラルルカヲ具體的ニ示シ、又一團ヲ爲セル事項ハ成ルベク一團ノ法文中ニ規定スルコトトシ、法令ニハ成ルベク表題ヲ附シテ搜索引用ニ便シ、其ノ表題ニハ假名ヲ加フルヲモ憚ラザル等ノ點ニ注意スペキモノトス。

法制局

閣甲第一四八號

案起西十一月五日

裁可

年月日施

決定西年十一月十日

行

年月日

供覽者

年月日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

外務大臣
吉

陸軍大臣
五

海軍大臣
五

文部大臣
四

農林大臣
四

遞信大臣
四

鐵道大臣
通

商工大臣
四

行政調査會決議

一高等試験制度改善ニ關スル件

一法令形式ノ改善ニ關スル件
右高覽ニ供ス

供覽後二件トモ法制局へ回付

試験令及任用令、原議ハ枢密院關係
ニテ別途

閣甲第一〇號

十五年六月一日

決

年月日

施

年月日

年月日

年月日

年月日

内閣書記官長

X X

年月日 内閣書記官長

各省次官

樞密院、貴衆兩院書記官長

會計検査院長

行政裁判所長官

各殖民地長官(支政務總監、總務長官)

完

別紙行政調査會ノ決議、係ノ法令形式ノ政
善ニ關スル件参考ノ為及送付候

名古ハ参考
送付止メ
一一二法室